



駐車場所及び周辺見取図

記載例(貨物集配等、あらかじめ具体的な訪問先を特定することが困難な場合)

配送エリア等、一定の区域を特定した上で、区域ごとに駐車する場所を記載してください。



【凡例】

-  : 駐車場所
-  : 集配エリア

- 備考
- 1 見取図中に「訪問先（住所及び名称）」及び「駐車場所」を示すこと。
 - 2 「駐車場所」については、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 駐車禁止の交通規制が実施されている場所である。
 - ・ 駐停車禁止の場所でない。
 - ・ 無余地（駐車車両の右側道路上に、3.5m以上の余地がない）となる場所でない。
 - ・ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でない。
 - 3 駐車方法の違反（右側駐車、歩道上駐車、斜め駐車など）とならないこと。
 - 4 既存の地図等を使用すること、複数箇所をまとめて記載することも可能とする。